

1 目 的

「京都市市民憲章推進協議会」は、京都市市民憲章を推進するため、毎年「推進テーマ」及び「実践目標」、さらに具体的な行動例について審議いただく京都市の附属機関です。

委員は、学識経験者、市民憲章を推進する団体の代表等で構成しています。

この度、市民の皆様の御意見、御提案を今後の市民憲章の推進に反映させるため、委員の一部を公募します。

2 委員数及び任期

公募する委員の数は2名です。

公募委員の任期は、委嘱の日から2年間です。

3 応募資格（応募日現在、次の条件をすべて満たしている方）

- (1) 京都市内にお住まいの方（市内に住民登録をしている方）
- (2) 年齢18歳以上の方
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 平日の日中に開催される会議に出席できる方
- (5) 外国籍の方は、日本語が理解できる方
- (6) 平成31年4月以降、本市の他の2つ以上の附属機関等に公募委員として在籍していない方

4 応募方法

応募用紙に必要事項を御記入のうえ、持参、郵送又はファクシミリで御応募ください。
なお、応募書類は返却しませんので、御了承ください。

5 受付期間

平成31年2月12日（火）～3月11日（月）（必着）

6 選 考

応募書類をもとに選考します。（必要に応じ、面接を行う場合があります。）

選考結果は、3月下旬までに応募者全員に文書で通知します。

7 その他

会議に出席いただいた場合は、委員報酬をお支払いします。

京 都 市 市 民 憲 章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつりくましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましよう。
- 1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくむかえましよう。

（昭和31年5月3日制定）